

優生保護法訴訟仙台高裁判決に対する声明

本日6月1日、仙台高等裁判所第1民事部は、国に対し、優生保護法に基づく優生手術の被害者である控訴人らに請求棄却判決を言い渡した。

2018年1月30日に同種事件で初めて提訴した被害者と、長年にわたり被害を訴えながら提訴に至れなかった被害者に対する損害賠償を認めなかった。当弁護団は、このような判断が出されたことに失望と怒りを感じるとともに、言語道断の営為として非難せざるを得ない。

仙台高裁判決は、本件優生手術が憲法14条1項に反し違法・無効であることを認めたものの、控訴人甲2や甲1の義理の姉が「不妊手術」を受けたという話を聞いたことをもって「権利行使することが客観的におよそ不可能でありまたはその行使の機会がなかったとまではいえない」とし、除斥期間の適用を認めた。

昨年の大阪高裁から続く7つの勝訴判決は、正義・公平の理念に基づき、被害者が権利行使することが不可能であったことの原因や背景を詳細に認定し、被害者や家族の実態に即した判断を行ったものであるが、今回の判決は権利行使ができなかった実態を無視し、形式的に権利行使の機会があったと述べるものであり、これまでの判決の流れに真っ向から反し、優生保護法を制定した国が被害者の人権を蹂躪しながらその権利行使を抑制し続けてきた事実から目を背ける、にわかに信じがたく、到底受け入れられない判決である。

もっとも、本判決も、優生保護法が違憲な法律であり同法律に基づき重大な人権侵害が行われていたことを認定している。国に責任があることは明確であるのであり、今こそ政府が率先して全ての被害者の被害回復に向けた政治解決を図るべきである。

当弁護団も、全ての優生手術被害者の被害回復を実現するため、即刻上告し、上告審においても本判決の誤りを是正することはもとより、今後もすべての被害者が救済されるまで、不断の努力を続ける所存であり、すべての被害者らとともに全力で闘うことを、改めてここに表明する次第である。

2023年 6月 1日

全国優生保護法被害弁護団

共同代表 新 里 宏 二

同 西 村 武 彦

旧優生保護法仙台弁護団

団 長 新 里 宏 二